

独立行政法人産業医学総合研究所において保有する法人文書の開示請求・
実施手数料の額及び電磁的記録の開示の実施方法に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人情報公開法(以下「独法情報公開法」という。)に基づき、独立行政法人産業医学総合研究所(以下「産医研」という。)において保有する法人文書の開示請求・実施手数料の額及び電磁的記録の開示の実施方法を定めることを目的とする。

(手数料の額等)

第2条 独法情報公開法第17条第1項の手数料の額は、次の各号に掲げる手数料の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 開示請求に係る手数料(以下「開示請求手数料」という。) 開示請求に係る法人文書1件につき300円

二 開示実施手数料 開示を受ける法人文書1件につき、別表の左欄に掲げる法人文書の種別ごとに、同表の中欄に掲げる開示の実施の方法に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額(複数の実施の方法により開示を受ける場合にあっては、その合算額。以下「基本額」という。)。ただし、基本額(独法情報公開法第15条第5項の規定により更に開示を受ける場合にあっては、当該開示を受ける場合の基本額に既に開示の実施を求めた際の基本額を加えた額)が300円に達するまでは無料とし、300円を超えるとき(同項の規定により更に開示を受ける場合であって既に開示の実施を求めた際の基本額が300円を超えるときを除く。)は当該基本額から300円を減じた額とする。

2 開示請求者が次の各号のいずれかに該当する複数の法人文書の開示請求を一の開示請求書によって行うときは、前項第一号の規定の適用については、当該複数の法人文書を1件の法人文書とみなし、かつ、当該複数の法人文書である法人文書の開示を受ける場合における同項第二号ただし書の規定の適用については、当該複数の法人文書である法人文書に係る基本額に先に開示の実施を求めた当該複数の法人文書である他の法人文書に係る基本額を順次加えた額を基本額とみなす。

一 一の法人文書ファイル(能率的な事務又は事業の処理及び法人文書の適切な保存の目的を達成するためにまとめられた、相互に密接な関連を有する法人文書(保存期間が一年以上のものであって、当該保存期間を同じくすることが適当であるものに限る。)の集合物をいう。)にまとめられた複数の法人文書

二 前号に掲げるもののほか、相互に密接な関連を有する複数の法人文書

3 開示請求手数料又は開示実施手数料の納付は、現金の持参、現金書留の郵送又は銀行振込により行わなければならない。この場合において、現金書留の郵送料及び銀行振込に係る手数料は開示請求者の負担とする。

4 法人文書の開示を受ける者は、開示実施手数料のほか郵送料を納付して、法人文書の写しの送付を求めることができる。この場合において、当該郵送料は、郵便切手で納付しなければならない。

(手数料の減免)

第3条 産医研は、法人文書の開示を受ける者が経済的困難により開示実施手数料を納付

する資力がないと認めるときは、開示請求 1 件につき 2,000 円を限度として、開示実施手数料を減額し、又は免除することができる。

- 2 前項の規定による開示実施手数料の減額又は免除を受けようとする者は、独法情報公開法第 15 条第 3 項又は第 5 項の規定による申出を行う際に、併せて当該減額又は免除を求める額及びその理由を記載した申請書を産医研に提出しなければならない。
- 3 前項の申請書には、申請人が生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 11 条第 1 項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあっては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあっては当該事実を証明する書面を添付しなければならない。
- 4 第 1 項の規定によるもののほか、産医研は、開示決定に係る法人文書を一定の開示の実施の方法により一般に周知させることが適当であると認めるときは、当該開示の実施の方法に係る開示実施手数料を減額し、又は免除することができる。

(法人文書の開示の実施の方法)

第 4 条 次の各号に掲げる文書又は図画の閲覧の方法は、それぞれ以下に定めるものを閲覧することとする。

- 一 文書又は図画(次号から第四号まで又は第 4 項に該当するものを除く。)当該文書又は図画(独法情報公開法第 15 条第 1 項ただし書きの規定が適用される場合にあっては、次項第一号に定めるもの)
- 二 マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを専用機器により映写したもの。ただし、これにより難しい場合にあっては、当該マイクロフィルムを日本工業規格 A 列一番(以下「A 一判」という。)以下の大きさの用紙に印刷したもの
- 三 写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙(縦 89 ミリメートル、横 127 ミリメートルのもの又は縦 203 ミリメートル、横 254 ミロメートルのものに限る。以下同じ。)に印画したもの
- 四 スライド(第 5 項に規定する場合におけるものを除く。次項第四号において同じ。)当該スライドを専用機器により映写したもの

2 次の各号に掲げる文書又は図画の写しの交付の方法は、それぞれ当該各号に定めるものを交付することとする。

- 一 文書又は図画(次号から第四号まで又は第 4 項に該当するものを除く。) 当該文書又は図画を複写機により日本工業規格 A 列三番(以下「A 三判」という。)以下の大きさの用紙に複写したもの。ただし、これにより難しい場合にあっては、当該文書若しくは図画を複写機により A 一判若しくは日本工業規格 A 列二番(以下「A 二判」という。)の用紙に複写したもの又は当該文書若しくは図画を撮影した写真フィルムを印画紙に印刷したもの
- 二 マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを日本工業規格 A 列四番(以下「A 四判」という。)の用紙に印刷したもの。ただし、これにより難しい場合にあっては、A 一判、A 二判又は A 三判の用紙に印刷したもの
- 三 写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙に印刷したもの
- 四 スライド 当該スライドを印画紙に印刷したもの

3 次の各号に掲げる電磁的記録について、独法情報公開法第 15 条第 1 項の独立行政法人等

が定める方法は、それぞれ当該各号に定める方法とする。

- 一 録音テープ(第5項に規定する場合を除く。以下この号において同じ。)又は録音ディスク 次に掲げる方法
 - イ 当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取
 - ロ 当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープ(日本工業規格C 5568 に適合する記録時間 120 分のものに限る。別表の 5 の項口において同じ。)に複写したものの交付
- 二 ビデオテープ又はビデオディスク 次に掲げる方法
 - イ 当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴
 - ロ 当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープ(日本工業規格C 5581 に適合する記録時間 120 分のものに限る。以下同じ。)に複写したものの交付
- 三 電磁的記録(前二号、次号又は次項に該当するものを除く。) 次に掲げる方法であって、産医研がその保有するプログラム(電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるよう組み合わせられたものをいう。次号において同じ。)により行うことができるもの
 - イ 当該電磁的記録をA三判以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧
 - ロ 当該電磁的記録を専用機器(開示を受ける者の閲覧又は視聴の用に供するために備え付けられているものに限る。別表の 7 の項口において同じ。)により再生したものの閲覧又は視聴
- ハ 当該電磁的記録をA三判の大きさの用紙に出力したものの交付
- ニ 当該電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジ(日本工業規格X 6223 に適合する幅 90 ミリメートルのものに限る。別表の 7 の項二において同じ。)に複写したものの交付
- ホ 当該電磁的記録を光ディスク(日本工業規格X 0606 及びX 6281 に適合する直径 120 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。別表第一の七の項ホにおいて同じ。)に複写したものの交付
- 四 電磁的記録(前号ニ又はホに掲げる方法による開示の実施をすることができない特性を有するものに限る。) 次に掲げる方法であって、産医研がその保有する処理装置及びプログラムにより行うことができるもの
 - イ 前号イから八までに掲げる方法
 - ロ 当該電磁的記録を幅 12.7 ミリメートルのオープンリールテープ(日本工業規格X 6103、X 6104 又はX 6105 に適合する長さ 731.52 メートルのものに限る。別表の 7 の項へにおいて同じ。)に複写したものの交付
 - ハ 当該電磁的記録を幅 12.7 ミリメートルの磁気テープカートリッジ(日本工業規格X 6123、X 6132 若しくはX 6135 又は国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格(以下「国際規格」という。)14833、15895 若しくは 15307 に適合するものに限る。別表の 7 の項トにおいて同じ。)に複写したものの交付
 - ニ 当該電磁的記録を幅 8 ミリメートルの磁気テープカートリッジ(日本工業規格X 6141 若しくはX 6142 又は国際規格 15757 に適合するものに限る。別表の 7 の項チにおいて同じ。)に複写したものの交付

ホ 当該電磁的記録を幅 3.81 ミリメートルの磁気テープカートリッジ（日本工業規格 X 6127、X 6129、X 6130 又は X 6137 に適合するものに限る。別表の 7 の項りにおいて同じ。）に複写したものの交付

4 映画フィルムの開示の実施の方法は、次に掲げる方法とする。

- 一 当該映画フィルムを専用機器により映写したものの視聴
- 二 当該映画フィルムをビデオカセットテープに複写したものの交付

5 スライド及び当該スライドの内容に関する音声を記録した録音テープを同時に視聴する場合における開示の実施の方法は、次に掲げる方法とする。

- 一 当該スライド及び当該録音テープを専用機器により再生したものの視聴
- 二 当該スライド及び当該録音テープをビデオカセットテープに複写したものの交付

別 表(第2条関係)

法人文書の種別	開示の実施の方法	開示実施手数料の額
1 文書又は図面 (2の項から4の項まで又は8の項に該当するものを除く。)	イ 閲覧	100枚までごとにつき100円
	ロ 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの閲覧	1枚につき100円に12枚までごとに750円を加えた額
	ハ 複写機により複写したものの交付	用紙1枚につき20円(A2判については60円、A1判については110円)
	ニ 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付	1枚につき130円(縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものについては、530円)に12枚までごとに750円を加えた額
2 マイクロフィルムの	イ 用紙に印刷したものの閲覧	用紙1枚につき10円
	ロ 専用機器により映写したものの閲覧	1巻につき300円
	ハ 用紙に印刷したものの交付	用紙1枚につき70円(A3判については130円、A2判については250円、A1判については510円)
3 写真フィルム	イ 印画紙に印画したものの閲覧	1枚につき10円
	ロ 印画紙に印画したものの交付	1枚につき30円(縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものについては440円)
4 スライド(9の項に該当するもの	イ 専用機器により映写したものの閲覧	1巻につき400円

を除く。)		
	□ 印画紙に印画したものの交付	1枚につき120円(縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものについては、1500円)
5 録音テープ(9の項に該当するものを除く。)又は録音テープ	イ 専用機器により再生したものの聴取	1巻につき300円
	□ 録音カセットテープに複写したものの交付	1巻につき600円
6 ビデオテープ又はビデオディスク	イ 専用機器により再生したものの視聴	1巻につき300円
	□ ビデオカセットテープに複写したものの交付	1巻につき700円
7 電磁的記録(5の項、6の項又は8の項に該当するものを除く。)	イ 用紙に出力したものの閲覧	用紙100枚までごとに200円
	□ 専用機器により再生したものの閲覧又は視聴	0.5メガバイトまでごとに550円
	ハ 用紙に出力したものの交付	用紙1枚につき20円
	ニ フレキシブルディスクカートリッジに複写したものの交付	1枚につき80円に0.5メガバイトまでごとに220円を加えた額
	ホ 光ディスクに複写したものの交付	1枚につき200円に0.5メガバイトまでごとに220円を加えた額
	ヘ 幅12.7ミリメートルのオ・プンリールテープに複写したものの交付	1巻につき4,000円に1メガバイトまでごとに220円を加えた額
	ト 幅12.7ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付	1巻につき1,900円(日本工業規格X6135に適合するものについては2,800円、国際規格14833、15895又は15307に適合するものについてはそれぞれ7,200円、9,800円又は16,800円)に1メガバイトまでごとに220円を加えた額

	チ 幅8ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付	1巻につき1,250円(日本工業規格X6142に適合するものについては2,450円、国際規格15757に適合するものについては13,400円)に1メガバイトまでごとに220円を加えた額
	リ 幅3.81ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付	1巻につき980円(日本工業規格X6129、X6130又はX6137に適合するものについてはそれぞれ2,000円、4,150円又は6,000円)に1メガバイトまでごとに220円を加えた額
8 映画フィルム	イ 専用機器により映写したものの視聴	1巻につき400円
	ロ ビデオカセットテープに複写したものの交付	3,300円(16ミリメートル映画フィルムについては12,300円、35ミリメートル映画フィルムについては14,000円)に記録時間10分までごとに1,550円、(16ミリメートル映画フィルムについては3,650円、35ミリメートル映画フィルムについては4,450円)を加えた額
9 スライド及び録音テープ(第4条第5項に規定する場合におけるものに限る。)	イ 専用機器により再生したものの視聴	1巻につき700円
	ロ ビデオカセットテープに複写したものの交付	5,200円(スライド20枚を超える場合にあっては、5,200円にその超える枚数1枚につき110円を加えた額)
備考 1の項八、2の項八又は7の項八の場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を1枚として額を算定する。		